



この会報は、共同募金の配分を受けて発行されています。

平成28年3月31日 発行

やまびこ

No.240

発行

公益社団法人
埼玉県手をつなぐ育成会
理事長 村山 勇 治

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-15-3 母子福祉会館内
Tel. 048-833-0444 Fax. 048-833-0400
E-mail:saitama@ikuseikai.jp
ホームページ http://saitama.ikuseikai.jp

定価50円
(購読料は
会費に含む)



『さ』の一字を 『か』に替えるお話



理事長
村山 勇 治

申年のスタートにあたり、県育成会恒例の新年交流会の挨拶の中でも披露した標題の話を、ちよつと古くなりましたが、私にとつてはとてもインパクトのある話なのでもう一度紹介したいと思います。

年初、仕事始めを翌日に控えた正月3日、職員全体集会用に、年頭のことばとしてふさわしいものはないかと思案していたところ、3日の朝刊コラム(読売新聞)が目にとまりました。

『今さら』を『今から』に替える。実は、昨年の夏頃から私は、ちよつと大げさかと思いますが、2つの課題の選択を迫られていました。1つは脊柱管狭窄症の手術をするか否か。2つ目は国家試験を受験するか否か。いずれも年齢の壁があり、周囲の人たちも賛否両論でした。そこで耳にした言葉が『今さら』です。

狭窄症は私の年齢では手術しない人も多いようです。また、国家試験といつても介護される年齢で介護福祉士なん

で、というものでした。

幸いご承知のように、障がい者支援の現場で働かせてもらっている立場にいたることが、前向きな選択に繋がったと思つています。

そんな心境のところ、『さ』を『か』に替える。さらに『さ』を『な』に替えてみたのです。

「今なら」間に合うかも知れないと思わせる心は、「今さら」と止まる心より余程建設的ではないかと、大いに背中を押される思いをいたしました。

人は心の持ちようだと改めて思いましたし、人は失望とともに老いると、かつてアメリカの詩人、サミュエル・ウルマンが語つた『青春の詩』にも通じます。

さて、今年4月より施行される障害者差別解消法、障害者総合支援法3年後見直し法案は、当事者の私たちが世間に対して声高に差別の解消や、社会的障壁の除去、合理的配慮を求めめるだけでなく、自ら障がいのある子ども、兄弟姉妹に対する視点を見直す必要にも迫られています。

また、総合支援法の見直しでは、基本的に次に挙げた3つの項目が手直しされます。

- 一 新たな地域生活の実現を想定した、地域生活支援拠点の整備、本人の意思決定を尊重した生活の実現と成年後見制度の促進。

二 常時介護を要する障がい者の対象の拡大と柔軟な支援。

三 障がい者の社会参加を推進する為の通学・通勤に関する移動支援、就労支援や就労継続支援の強化等となつていきます。

いずれも施行に向けて、国、県、市町村において行政説明が行われているものと思ひますが、施策立案にあつての厚労省社会保障審議会障害福祉部会で、全国手をつなぐ育成会連合会会長からの提言もすっかり盛り込まれています。

私たちも行政説明、研修会を通じて新しい制度が地域社会にしっかりと根づいていかれるよう活動していきましよう。

今年度も会員の皆様のご支援、ご協力よろしくお願いいたします。



障害者就労支援の動向

埼玉県立大学保健医療福祉学部

教授 朝日雅也



障害者雇用率制度という「量」の側面を重視して進められてきたわが国の障害者雇用ですが、これからはその「質」がいつそう問われることとなります。

2%の法定雇用率が課せられる民間企業の障害者雇用率は、2015年6月1日現在で1・88%であり、前年比で0・06上昇しており、ここ数年、改善傾向にあります。一方、法定雇用率を達成している企業の割合は44・7%と対前年比では上昇していますが、全体では半数に満たない状況です。

企業規模別で見ると、中小企業の実雇用率はまだ低い水準ですが、1、000人以上の大企業は2・09%と法定雇用率を上回っています。

障害者権利条約の批准(2014年1月)に先だって行われた障害者雇用促進法の改正(2013年6月)によって雇用の分野における障害を理由とした差別禁止や合理的配慮の提供義務が規定されました。

これは、同時に制定された障害者差別解消法と併せて、本年4月から施行されます。障害を理由とした差別はも

ろん許されないことですが、障害者権利条約の趣旨に基づき、「合理的配慮」の不提供も差別とみなすことは新しい観点であり、今後の障害者雇用の「質」を高めていく推進力になります。

ところで、「合理的配慮」とは、特定の場合において、障害者が当たり前の権利を行使する上で必要な変更や調整であって、かつ過度の負担を課さないものとされます。

あらゆる場面を想定するのは難しいため、例えば、知的障害のある人が職場で働く上で何が合理的配慮になるのか等について、国は障害特性に基づく配慮の事例等から構成される「指針」を示しています。

指針に基づき職場で合理的配慮を提供していく上で重要なのは、障害のある人やその支援者が必要な配慮を適切に申し出て、事業所も、その人の能力を十分に発揮してもらう観点から、両者で相談してその内容や程度を決めていくことです。単に両者が対立関係になるのではなく、支援者も含めた共働作業が、「質」の向上の鍵と言えます。



知的障害者の支援について

NPO法人 J o g o

代表理事 石井勇太

福祉の仕事と聞くと、何か特別なサービスや特殊な仕組みを想像するかもしれませんが、私たちが目標とし目指してきたのは、障害を持つ方自身が主人公となった「普通の暮らし」の実現です。また、私達は、良い施設や制度づくりにばかり力を入れるだけでなく、普通に暮らせる街や本人の夢の実現を第一に考えるべきだと思います。

私たちの仕事は、「普通の暮らしの実現」のサポートです。「普通の暮らし」は、一人一人、そして時代によって、また、障害の有る無しによっても変わります。しかし、いつの時代も、その街に暮らす誰もが、主人公となって、「願う暮らし」や「夢の実現」を支えること、そして福祉の観点からは、そこに障害に対する配慮をすることが街の中での私たちの役割(仕事)だと思っています。

しかし、その為には、今、変えなければならぬことがあります。福祉の仕組みや制度は、良くできていなければならない、私たちはそれに囚われて縛られてしまい、その概念を固定化してしまふ心配があります。今、多くの方が、障害ある方は福祉サービスの受け手、

介護を必要とするという受身的なイメージで捉えてしまっているのではないかと感じます。障害を持つ方が描き、自発的に生み出す「アールブリュット」は今や、世界中で注目されています。また、障害を持つ方が舞台やステージで行う演奏やダンスなど身体表現はライブパフォーマンスとして、その取り組みが全国的に広がりにネットワークが広がりつつあります。このように障害を持つ方の表現活動の豊かさとその力強さが注目されています。

障害を持つから特別な感動を人々に与える、と言うものでは決してなく、障害を持つについても持つていなくても、誰もが熱い躍動感を伴った表現活動、芸術活動の担い手であること、そして、その自由がすべての人にあることを私たちは知っています。今、私たちは、障害を持つ方がいわゆる介護の「受け手」から、街の中でともに暮らし、地域を守る一員としての「支え手」になることを、第一に考えなければいけないと思います。



2/5(金)に開催された「支援者養成講座」の様子(講師:石井勇太氏)

平成28年度1月19日(火)

権利擁護推進事業部主催研修会開催

テーマ 「差別解消法について
—親の立場からの努力—」

講師 又村あおい氏

秩父手をつなぐ育成会 長谷部 晃

「手をつなぐ」でお馴染みの又村あおい氏を迎えて、研修会を行いました。

『差別解消法』は、2006年に調印された国連の『障害者権利条約』を批准するために必要であった国内法の最後のものとして2014年に制定され(施行2016年4月)、ようやく『障害者権利条約』は昨年批准されました。それによって日本の障がい者の権利擁護の仕組みは国際法の基準にならったものになりました。『障害者差別解消法』は『障害者虐待防止法』と違って行政機関等に対しては差別を禁止し、事業者に対しては社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならぬとしました。個人については啓発活動を通して対応するとしています。そして、国や公共団体に対して「障がい理由とした差別の解消の推進に必要必要な施策を策定し、実施する」ことを求めています。自治体などが条例を制定することが求められています。それが実行するためには当事者(障がい者や障がい者団体)が働きかけなければなりません。差別は間違いであって、やっつてはならないことですが、何が差別でそれをどう解消するかは具体的事例で「障がい者、事業者または第三者の権利利益及び行政機関等の事務事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観

的に判断する」とされています。難しい表現ですが、簡単にすれば具体的な状況によって判断すると言うことです。そこで「合理的配慮」ということがキーワードになります。

例えば障がい者がクラシックコンサートへの会場に入ることを障がいを理由に断ることは差別ですが、その人が特定の楽器にのみ過剰な反応をするのであれば、その障がい者が会場に入るための「具体的な方法について協議すること」は「合理的配慮」の良い事例です。一般の席ではなく調音室でコンサートを聴くなど第三者に影響しないような配慮をすることは可能な方法です。つまり障がい者を入らせる入らせないではなく、第三者に影響しないような配慮をして入場を認めるといふ「建設的な対話」を大切にすることが必要です。車いすの子どもが学校に入学するにあたって、階段のバリアフリー化をするような処置をいろいろな場面で行っていくことが求められていくのです。また過去においてはグループホームなどの障がい者施設が地域住民の反対運動にあったことがあります。設置について地域の承諾書を求めてはならないことになりました。しかし反対運動に対し当事者だけでなく地域に協議会を設け、自治会代表なども参加して話し合いで理解し合う場を設ける地域協議会は有効であると思います。

講演の概略はこのようなものでしたが、具体的な例を挙げて解り易く話していただけたので多くの方が納得されたように思われました。特に「合理的配慮」については今まで「わかりにくい」という話をよく聞きましたが、具体例を挙げて話していただけたので理解が深まりました。今後、条例の制定や地域協議会の設置などを当事者である私たちが自治体に働きかける場面も必ずありますので、頑張らなければならないと思います。

学齢期の子どもを持つ親御さんに
パート2〜就学に悩むお母さん〜

副理事長 高野 淑恵

前回12月末号では、9歳から15歳くらいの子どもの親としての子どものために悩んでおられたお母さんについてお話をしました。今号では時計を逆に回して、就学直前、6歳くらいのお子さんを持つお母さんに読んでもらえたらなあと思っています。

『就学』—これは親にも子どもにも重大な選択です。小・中・高と続く12年間の学校生活のスタートだからです。

6歳の子どもの親とは、つまりまだ6年間しか親としての経験がないということなんです。この段階で、我が子の10年先20年先のことなんて分かる訳がありません。まして何らかの障がいがある子どもの将来は、親にとつて心配だらけです。でも、わずか6年とは言え、それはもう、大変な6年間だったはずですね。障がいの発見と告知、混乱と受容。迷える子羊のように右往左往しているうちに気がつけば来年は小学校。

小学校、どこにしますか?と聞かれて、「はい、将来のために〇〇小学校に決めます。」なんて、確信を持って言えませんか。そもそもこの子の「将来」ってどうなのよ?と私も頭を抱えたものでした。会社員? スポーzman? ジャニーズ事務所に入る?どれも諦めたくはないけれど、日々の

生活に追われるばかりで想像がつかない、というのが正直な状態でした。

今、就学に悩むお母さんに、お子さんの将来について言えるとしたら、障がいのあるこの子たちは、どのような人生を歩むとしても、必ず誰かの、何らかの支援を得なくては人生を送っていかれないということ、だから必要な支援を受けられ易い子に育てましょよ、ということだけです。

就学の選択に迷ったら、目の前にいる我が子をよく見つめてください。

学校を選択し決定する権利が親にはあります。でもその選択と決定には、子どもに対する重い責任を伴います。ですから、その学校が近いからとか、新設されたばかりで綺麗だからとか、そんな安易な理由で決めないでほしいのです。親の都合・体裁やプライドは子どもの障がいの天敵です。障がいは治らないけれど、療育や非日常的な体験を積むことでたくさん経験値を得ることが出来ます。経験値が増えることで感受性も豊かになり情緒も安定し易くなります。小学校の6年間はとても大事な6年間です。だからこそ、今のお子さんに必要な支援を十分にしてくれる学校をぜひ選んでください。そのための学校見学は決して怠らないでください。古いわく、「百聞は一見に如かず。百見は一考に如かず。」(いくら人から聞いても自分で見なければ意味がない。いくらたくさん見ても自分で考えなければ意味がない。)

平成28年度2月24日(水)

障害認識ワークショップ 開催



講師 吉川 かおり 氏 (明星大学人文学部 福祉実践学科教授)

家族支援ではおなじみの吉川かおりさんをお招きして、県育成会初の「障害認識ワークショップ」を開催しました。会員21名、非会員3名、合計24名の参加でした。

ワークショップに参加して…

家族支援事業部部長 新井 由加里

「障害認識プロジェクト」のワークショップは今回が初の開催というところで、私は結構緊張してのぞみました。が、会場のみなさんは吉川先生のジョークをまじえた進行で少しずつ笑顔が見え自己紹介のワークでは笑いも出て全体が和やかにになりました。

午前中のワークは親自身の障がいに対する考え方や子どもへの関わり方を点検しました。わが子の性格をチェックしたり、子どもに指示する時の言葉を書き出し、それを丁寧かつソフトに肯定的に書き直したりと、思いもよらない切り口で自分の考え方や関わり方を見つめ直しました。午後のワークは3人1組で親役・本人役・店員役になりきって

二〇一六年三月三十一日発行(二四〇号)

のロールプレイをして、本人の選び方・決め方について考えたり「ありがとう」「ごめんね」という言葉をどれくらい口に出しているかを点検しながら親としての立ち位置を見つめ直しました。

その後、自分のプチ自慢と自分の良いところを3回ずつグループ内で順番に発表し、他の人の発表は拍手しながら誉めるという自己肯定感を高めるワークをしました。自分を誉めるなんて慣れない作業に頭の中は大混乱でしたが、段々と楽しくなり終わった時にはまるで思いっきりスポーツをした後のようにとってもスッキリしました。

終わりのワークで唱和した時は会場がひとつになった気がしてとても嬉しく感じました。

今回は、お父さんや支援者など様々な立場の方の参加があり、色々な視点からの発表にたくさんのお気づきをいただきました。ありがとうございます。みなさんも一度、親としてのご自分の立ち位置を見直してみませんか？



最初はドキドキ…。でも次第に緊張がほぐれ、話が弾みます。

第53回 県大会(所沢大会)のご案内

開催日 平成28年7月10日(日)

会場 所沢市民文化センターミュージズ (西武新宿線「航空公園」駅より徒歩約10分)

皆様お誘い合わせのうえご参加ください! 詳細は追ってご案内いたします。



あとがき

よく分からないまま広報部員として早3年。本人と親の高齢化問題はどの会でも課題難題。障がい者の親からは逃げられないのだから、これから何ができるか探してみよう。梅一輪ほどの温かさでも、冬の後には春が来る。そんなふうに思う今日この頃…。

(広報部 遠山)

AIU の障害者割引適用自動車保険について

2013年10月現在の内容です。

自動車保険 総合自動車保険 (type P/ type B) / 家族総合自動車保険 (type R)

「身体障害者手帳」「療育手帳」などをお持ちの障害者とそのご家族のための自動車保険です。障害者割引の適用により、

他の保険会社からの無事故割引(等級)を継承したうえで、さらに保険料を10%割引(弊社同内容商品比)

家族総合自動車保険では、ゴールド免許証の方は、別途、最大18%の割引も受けられます。

車の故障・事故等に役立つロードサービスを無料*でご提供します。

*30分を超える特殊作業など、場合によりお客さまにご負担いただくことがあります。

株式会社ジェイアイシー (AIU 保険会社 代理店) 〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F 予約ダイヤル: 0120-213-119 FAX: 03-5321-4774 受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)



AIU 損害保険株式会社(引受保険会社) 〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル14F TEL: 03-6894-9110 FAX: 03-6894-9922 受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 株式会社: http://www.aiu.co.jp

A-000425(2015-11)

公益社団法人 埼玉県手をつなぐ育成会